

香川県報



第76号

平成18年

9月26日(火曜日)

目次

規則

●かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

（障害福祉課）

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

（水産課）

道路の区域変更（二件）

（道路課）

公告

土地改良事業の認可

（土地改良課）

公安委員会規則

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則

警察本部告示

●道路交通法実施規程の一部を改正する規程

警察本部公告

落札者等の公示

監査委員公表

監査結果の公表（三件）

規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十六日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県規則第七十五号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和六十一年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「七十七人」を「四十五人」に、「五十人」を「三十五人」に改め、同条第三項中「四十床」を「五十床」に改める。

附則

この規則は、平成十八年九月二十七日から施行する。

告示

香川県告示第五百九十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、鶴羽加入区について、平成十四年香川県告示第六百一号による保険に付すべき義務は、平成十八年九月二十三日限り消滅したので告示する。

平成十八年九月二十六日

香川県知事 真鍋 武 紀

香川県告示第五百九十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十八年九月二十六日から平成十八年十月十日まで直島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

香川県知事 真鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

香川郡直島町八九〇番地四九 有限会社 達磨水産

香川郡直島町四七八二番地七 岡田水産 有限会社
 香川郡直島町二〇八〇番地一 有限会社 姫鶴水産

- 二 加入区の名称
直島加入区
- 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
直島漁業協同組合

香川県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月二十六日から同年十月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
丸亀市垂水町字中村九三三番三地 先から	八・六	八・六	八・六	四〇	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
	八・六	八・六			
丸亀市垂水町字中村九三三番一 地 先まで	四〇	四〇	一五・八	四〇	

香川県告示第六百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月二十六日から同年十月

十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年九月二十六日

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

香川県知事 真 鍋 武 紀

変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市多和字兼割一〇八番四 地先から	東かがわ市多和字兼割八九番四地 先まで	三・五 四一・四	五六五	道路用地の 交換に伴う 旧道の不用 物件化
東かがわ市多和字兼割一〇四番一 地先まで	東かがわ市多和字兼割八九番四地 先から	二二・〇 八八・〇	四四〇	
東かがわ市多和字兼割一〇八番四 地先から	東かがわ市多和字兼割八九番四地 先まで	五・〇 三九・三	二七〇	
東かがわ市多和字兼割一〇四番一 地先まで	東かがわ市多和字兼割一〇八番四 地先から	二二・〇 八八・〇	四四〇	

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年九月十一日認可した。

平成十八年九月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）峠地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西梶地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）水門地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）立石地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東梶北地区

公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十六日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十九号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号イ中「のため」を「（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護の業務を含む。）を居室（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四条に規定する施設における居室を除く。

以下この号において同じ。）において行うため」に改め、同号ロ中「（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する居室（同項に規定する居室を除く。二において「居室」という。）を「を居室」に、「行われるものに限る。）の」を「行う」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第一項に規定する居室サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業又は同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を居室において行うために使用する車両（同法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション若しくは同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護若しくは同条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護、同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護、同条第三項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第四項に規定する介護予防訪問看護、同条第五項に規定する介護予防訪問リハビリテーション若しくは同条第六項に規定する介護予防居宅療養管理指導又は同条第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の業務に使用しない車両を除く。）

第十条第一項第一号ニを削り、同号ホ中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「居宅介護の」を「障害福祉サービス事業を居室において行う」に、「車両」を「車両（同条第二項に規定する居宅介護、同条第三項に規定する重度訪問介護又は同条第九項に規定する重度障害者等包括支援の業務に使用しない車両を除く。）」に改め、同号ホを同号ニとする。

附 則

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

警察本部告示

香川県警察本部告示第十五号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年九月二十六日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程(平成十二年香川県警察本部告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号中、「知事の指定に係る指定訪問看護事業者、指定居宅支援事業者若しくは」を「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する」に改め、「指定居宅サービス事業者」の下に、「同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者」を加え、「市町長から老人居宅介護等事業に係る業務の」を「老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十条の四第一項第一号の規定による」に改める。

附則

この規程は、平成十八年九月二十六日から施行する。

警察本部公告

香川県警察本部公告十七号

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第十七条第一項の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年九月二十六日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

- 一 借入件名及び数量 香川県警察指紋情報管理システム 一式
- 二 契約の相手方の決定方法 一般競争入札
- 三 落札者決定日 平成十八年九月八日
- 四 落札者の名称及び住所 NECリース株式会社四国支店 高松市中野町二九番二号

- 五 落札金額 三〇三、四一五、三〇八円
- 六 入札公告日 平成十八年七月二十八日
- 七 担当課 郵便番号七六〇 八五七九 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県警察本部 刑事部鑑識課 電話番号〇八七 八三三 〇一一〇

監査委員公表

香川県監査委員公表第23号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第5項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月26日

香川県監査委員	石 川 豊 彦
1 監査対象部門	政策部及び出納局
2 監査対象年度	平成17年度
3 監査の概要	同
監査対象機関	同
消費生活センター	同
東京事務所	同
交通政策課	同
自治振興課	同
選挙管理委員会事務局	同
情報政策課	同
広報広報課	同
県民参画課(県民室)	同
人権・同和政策課	同
政策課(予算調整室)	同

監査年月日	香川県監査委員	石 川 豊 彦
平成18年4月20日	同	同
平成18年6月9日	同	同
平成18年6月13日	同	同
平成18年6月14日	同	同
平成18年6月15日	同	同
平成18年7月18日	同	同

出納局 平成18年 8月25日
小豆総合事務所 平成18年 8月29日

4 監査の結果
財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

不動産取得税の課税について

不動産取得税の課税に当たり、減免の可能性があったため課税を保留していた事案について、減免の対象にならないと判明した後も課税されていないものがあつたので、速やかに課税する必要がある。(小豆総合事務所)

(3) 検討指示事項

ア 未利用地の処理について

未利用地は、取得や維持管理には多大な費用を要していることから、今後とも、県土地開発公社の所有しているものを含め、見直しを行うとともに、利用計画が見込めないもの等は、地価動向などを見極めながら、適正価格による売却を進められたい。(政策課)

イ 補助事業等の履行確認について

補助事業等の執行に当たり、実地検査等により交付条件等の履行を確認しているところであるが、その確認が不十分なものが一部見受けられたので、検査や指導監督などをさらに徹底する必要がある。(人権・同和政策課)

香川県監査委員公表第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月26日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修

1 監査対象部局 農政水産部
2 監査対象年度 平成17年度
3 監査の概要

監査対象機関

水産試験場

赤潮研究所

東讃土地改良事務所

西讃農業改良普及センター

畜産試験場

農業経営課

畜産課

水産課

海区漁業調整委員会

土地改良課

農業生産流通課

農村整備課

農業試験場

西部家畜保健衛生所

農政課

東讃農業改良普及センター

中讃農業改良普及センター

中讃土地改良事務所

西讃土地改良事務所

農業大学校

東部家畜保健衛生所

4 監査の結果

監査年月日

平成18年 4月20日

〃

平成18年 4月26日

〃

平成18年 5月16日

〃

平成18年 5月17日

〃

平成18年 5月30日

〃

平成18年 6月16日

〃

平成18年 7月14日

〃

平成18年 8月9日

〃

平成18年 8月17日

〃

平成18年 9月5日

〃

同 石川 稠 治
同 野田 峻 司

<p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 超過勤務手当等の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給しているため、支給した相当額を返納させる必要がある。(農業生産流通課) 超過勤務手当及び休日給の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。(水産課・海区漁業調整委員会事務局、東濃農業改良普及センター)</p> <p>(3) 検討指示事項 ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、これまでも努力されているところであるが、引き続きその解消に向けた計画的・重点的な取組が必要である。(土地改良課) イ 土地改良事業等に係る市町負担金について 土地改良事業等に係る市町負担金において、収入調定のあり方など事務の取扱いについて検討が必要である。(土地改良課、農村整備課) 香川県監査委員公表第25号 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。 平成18年9月26日</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>香川県監査委員</td> <td>石川 豊</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>辻村 修</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>石川 桐治</td> </tr> <tr> <td>同</td> <td>野田 峻司</td> </tr> </table> <p>1 監査対象部局 土木部</p> <p>2 監査対象年度 平成17年度</p>	香川県監査委員	石川 豊	同	辻村 修	同	石川 桐治	同	野田 峻司	<p>3 監査の概要</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">監査対象機関</td> <td style="width: 20%;">監査年月日</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>長尾土木事務所</td> <td>平成18年8月9日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中讃土木事務所</td> <td>平成18年8月17日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西讃土木事務所</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高松港管理事務所</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高松土木事務所</td> <td>平成18年8月22日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川砂防課</td> <td>平成18年8月23日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾課</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路課(道路建設課・道路保全課)</td> <td>平成18年8月24日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道課</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築課(建築指導室)</td> <td>平成18年8月30日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住宅課</td> <td>"</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木監理課(用地対策室)</td> <td>平成18年8月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技術企画課(工事検査室)</td> <td>"</td> <td></td> </tr> </table> <p>4 監査の結果</p> <p>財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。</p> <p>予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。</p> <p>(1) 指摘事項 該当事項なし</p> <p>(2) 指導注意事項 ア 超過勤務手当等について 超過勤務手当及び休日給の支給に当たり、正当額との差額分を追給する必要がある。(長尾土木事務所)</p> <p>(3) 検討指示事項 ア 登記事務処理の推進について</p>	監査対象機関	監査年月日		長尾土木事務所	平成18年8月9日		中讃土木事務所	平成18年8月17日		西讃土木事務所	"		高松港管理事務所	"		高松土木事務所	平成18年8月22日		河川砂防課	平成18年8月23日		港湾課	"		都市計画課	"		道路課(道路建設課・道路保全課)	平成18年8月24日		下水道課	"		建築課(建築指導室)	平成18年8月30日		住宅課	"		土木監理課(用地対策室)	平成18年8月31日		技術企画課(工事検査室)	"	
香川県監査委員	石川 豊																																																					
同	辻村 修																																																					
同	石川 桐治																																																					
同	野田 峻司																																																					
監査対象機関	監査年月日																																																					
長尾土木事務所	平成18年8月9日																																																					
中讃土木事務所	平成18年8月17日																																																					
西讃土木事務所	"																																																					
高松港管理事務所	"																																																					
高松土木事務所	平成18年8月22日																																																					
河川砂防課	平成18年8月23日																																																					
港湾課	"																																																					
都市計画課	"																																																					
道路課(道路建設課・道路保全課)	平成18年8月24日																																																					
下水道課	"																																																					
建築課(建築指導室)	平成18年8月30日																																																					
住宅課	"																																																					
土木監理課(用地対策室)	平成18年8月31日																																																					
技術企画課(工事検査室)	"																																																					

用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、引き続き計画的・重点的な登記事務処理の推進を図る必要がある。（土木監理課）

イ 廃道敷及び廃川敷の管理及び処分について

廃道敷及び廃川敷が相当数見受けられることから、その実態を的確に把握し、適切な管理及び処分の推進に努める必要がある。（道路課、河川砂防課）

ウ 県施行建設事業に係る市町負担金について

県施行建設事業に係る市町負担金について、納付期限を過ぎて納付されていたものがあつたので、関係市町と協議を行い、県事業の円滑な遂行及び適正な債権管理に努める必要がある。（道路課、河川砂防課、港湾課、都市計画課、下水道課）

平成十八年九月二十六日印刷発行

印刷発行所

香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています